

求賢繪卷物之譯

特別
74
433



門^七卷^七
號^七433
卷^七ワ^七



清及第大意

中國の人試用申すハ皆^ハ職ヲ拘^ルル科目を以^テ才^能の
士と云^フハ其法を嚴^シク一^ノ朝一夕^ニ此^ノ小
知^ル民官職^ハ人^ノより庶民^ノより之^ノ子^ノ中^ニの書^成
ハ此^ノ程^ノの若^シ文^を能^ク書^クハ人^ノてハ縣考^ヲ起^ス知^ル縣^在
これと撰^ハハハク臺生^ハ民^ノを縣^ニより臺生^を知^ル
府^ニ送^リて撰^ハハハハ是^を府考^トハハ知^ル府^主
ハ其^ノ文^才乃^チ猶^モ更^ニ其^ノ撰^ハハハ學院^ニ送^リ
學院^官モ又^ハの優^ク書^成ル^ハ此^を撰^テ生^員ト^シ付^ス
此^ノ是^ハ其^ノ秀^才ト^シ付^ス時^ニハハ神^々若^ク級^子

免され氏と同

亥子卯の年午卯酉の年翰林の存等小
命を以て省城よりしめ其有院より立て各府
の生員を集め文章を傳しめ其文章を試し
是を御試ししを撰い出さる者も挙人と名
にくと丑未辰戌の年其挙人を京師に集め
て又文章を試し是を試ししを撰出さる者も
之を公進士とす

進士の教式は二百名或は四百名を挙人の多
寡に随て人数を定む

進士を又殿上と集めて時勢の兼取を以て
を傳らしめ天子より其文章の優劣を考へ
其し第一甲三名第二甲三名第三甲三名と
之殿上を別し其名を以てし給す第一甲一名
第二甲二名第三甲三名と稱す

又稱して第一名を状元第二名を榜眼
第三名を探花とす

此三人は直に翰林の六七名に列せしむるに
翰林庶吉士と撰ひ其或は知縣より給す
とて此を賢圖の浙江より御試の所より

風俗を交々くえりたり

又口試の法は天下一定にして撰出此舉人の
の數は主考友を命を多くし其省は隨て
差別あり舉人の百六十余名或は百十余名
或は百余名なり

浙江の百七名と云

主考友は翰林在或は三科官或は三科友等
なり

浙江の翰林官と云

之并監條提調監試等ハ其省の現任乃
官試以て志を多く其職を新のし八月某日
主考友既ハ本省乃場と云提調友これと
迎へて八月外宿を以て八月某日以試友と
一回の場入

場ハ別有院と云なり

其郷試官ハ監條一人撰調二人監試二人主
考二人同考十八人受卷二人編封一人謄録一
人至讀四人なり

監條と本省乃巡撫の事を新し外廉官を総
理也撰調ハ本省の布政司並道官これと

勅じ場中乃任用公年一調る總司なりし
監試ハ本省の掾察司並道官こと或勅じ掾
調官と云ふ場中の任用公以味と云ふ月日及な
し主考ハ奉命子固く翰林存字京師より
来りて此を勅じ奉子此文章を撰み總司
なり以上内簾官といふ曰考ハ本省の公存
を勅じ奉子此文章を下見と云ふ及なり受卷
と畢卷と云ふ此書一其姓名を記し
及なり封ハ墨をその姓名を糊し封して
くく及なり膳添ハ墨をのくに珠と云
別ハ寫生及也對讀ハ墨を珠を讀合と及
なり

以上本縣乃知縣存ことと勅じ存子外簾官
といふ

奉子乃場入ハ八月九月と勅じ
奉子ハ郷場と出る生員と云
是を及場と云奉子貢院と進む卒是を業
内して各号序と入

貢院乃傳つて奉子の衣袋を披り試卷
等研の外片紙隻字も身と常る不し

許子大等房ハ部居也一人宛居を
本邦乃三島浦程の

及子於て四書五經の部と出一人毎一文章
七篇の部と出同一十二部二場と出 部表題
判題と出又七篇の文を部と出同一十五部を
三場と出部類と出又文章部と出同一十五部
五篇の部となり毎場部と出同一部と出
と受卷部と送る

書卷ハ舉子乃文章部也

受卷官是を部封部と送る部封官ハ書卷乃
姓名を封部と送る部封部と送る部封部
部封部ハ書卷ハ部封部ハ部封部ハ部封部
部封部ハ書卷ハ部封部ハ部封部ハ部封部
部封部ハ書卷ハ部封部ハ部封部ハ部封部
部封部ハ書卷ハ部封部ハ部封部ハ部封部

對讀友に於て部封部と出同一十五部を
と出部封部と出同一十五部を
乃部封部と出同一十五部を
友尚亦これと考へ文章典雅純粹と出同一十五部を
式の者美人或撫んでて部封部と出同一十五部を

浙江省ハ舉人凡百七人

其名を部封部と出同一十五部を

黄榜ハ黄紙ナリ采亭ハ彩色ノ居臺ニ
九月下旬より十月初旬の中御場より昇出ル
これハ放榜ト云只平護送一して布政司衙
門乃前掛一省ノ人ヲ示一殿所ナリ又
举人ヲ布政司衙門ニ集ル宴設ケ并ニ
帽子青袍等賜リテ之ヲ賞称美スル
こと以鹿鳴宴ト云宴終リテ各退散ス
右ハ清会典并唐人ノ傳等所ニ以テ大概
ヲ述ル若也

享保年中申九月澤官彭城友治官門回倫
左邊ノ二本幸三郎より出ル

寛政六年甲寅三月廿一日

求賢繪巻物之記

沈熨庵記

裁官と逢ふ八月十六日小の城隍止く榊下布政司
衙門の前より迎りて貞院の内へ入るる日と
士民群集し見物ししなり

一 榊柳樹の下帳棚と申す天幕有る大旗と云ふ帳
棚の内小畫紙前は兵居り而郷場の内ふたのて五段
杯の胡亂やと儀と制りの儀官連ふと後考法有
る御無量の者れは来許定せしなり

一 檣の上小笠と云ふ人ハ此年の者も一入りの物と

前一人ハ傘ヲ肩小ハケハ先ノ与ノ懸帽
ト云ル者ハ番ト前ハ兵ト云

一 槍取小一人ハ小弾ヲ成トシテ肩小弾弓ノ玉ト合
袋ト掛ル者ハ弾弓ト射リ者ハ是ハ流石ト云
袋ハ先ハ流石抄馬トシテ一人也ハ居ルハ弾弓射ル
者ハ連石童洋弓ノ玉トシテ一人也ハ居ルハ流石打ル
者ハ小又ハ小玉ト云ハ折ルハ流石ト云ハ流石ハ
能ハ去リ技藝ノ巧ト云ハ流石ハ折ルハ流石ト云ハ物
人袍套ト云ハし帽子ト云ハルハ流石ト云ハ流石ト
云ハルハ小折ルハ流石ト云ハルハ流石ト云ハルハ

一 照牆内ノ殿棚トシテ後角トシテ内圍ハ芦蓆張リ以
掛ル東西小有クハ天削文運ノあふト云ハルハ補
服ト云見ハルハ千捲ト云ハ貞院の内ト云ハ流石
事ハ折ルハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト
ト云ハルハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト
云ハルハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト

一 牌樓ノ下ハ石獅子ト云ハ一人肩小流石ト云ハ流石ト
云ハルハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト
持ル包の内ハ帽子ノ幞ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ
一 牌樓ノ下ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト云ハ流石ト

房官の上の皆金花とて一帽頂と立披肩
と用ひて彼と名振靴とて此暖橋小宗とて
一天開文運牌樓の両方小红障の帽子補膝と名
立ラ垂ひて子孫とて此御場乃中へわく法事
とて一は又又とて此所へ立テ置かて
試官とて此より折ふ

一牌樓乃左右に甲冑と帯し与ふ立集りて
振腕の之より貞院の外に折ふて与蓄と
帯ひて右より左へ帯と帯し与ふと帯とを
帯し与ふ御場とて此黒き靴とて此所へ

立集りて試官とて此より折ふとて此所へ
跪ふ

一棄物の後と此比小宗兼縁とて此比
肩補膝と名振靴とて此角小宗とて此
某府兼縣正堂と文字に記す此帽子の上とて
ハ金花とて此前小垂ひて此内扇官
ハ極とて此扇とて此此扇とて此此扇とて
りて此先とて此

一暖橋の振ふと人懸帽と名振者春夜の舞臺
とて此先とて此

一暖轎小法ハ武官の旗ハ清道旗ハ袴表色ハ藍
田ハ赤色藍涼傘の傍ハ一茶巾ハ赤色湯ハ
此ハ一の撰ハ小半涼解トハ只ハ赤府赤縣ハ文字
ト書ルハこれハ清道トハ之ハ小田赤

一葉物トキハ改ハ小笠ハ赤色纏帽子トシテ帽頂
藍ハ色ハ一ツトキハ撰ト持ハ者ハ夜ハ取トキハ
帽子ハ或ハ白或ハ黒トシテ白黒帽トハ之ハ赤
同前

一天開文運ハ向ハ形ハ同ハ飯ト流ハ下ハ貢
流ハ前ハ向ハ見トシテハ前ト赤ハ丸盤曲ト異流

リキム

一天開文運ハ向ハ塙貢流ハ照塙トシテハ是ハ表
少ト表ハ一トハ表ハ二ハ流ト画有キハ
照塙ハ塙ハ一人撰トハ付リシ月ハトトキハ再
ト撰セル神トハ撰トハ利氏撰トハ利氏撰
ハ并ニ撰トハ撰トハ赤ハ撰トハ利氏撰ト
ハ少ハ少撰トハ撰トハ少ハ撰トハ撰トハ撰
の撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰
色ハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰

一白地ハトハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰トハ撰

一照牆の四方に番目の糸物に藍色の糸物
と着駮帽と着肩小負ひを馬杓とリにて腰掛
ぬくは是より同前

一鼓亭の上は藍色の着物に着 之ひ着は格化乃
身よりと柄結石丈丈は所ひとのよひ

一鼓亭の傍ゆらひの隙に綿衣の因に葉ふ葉衣
うりの汗ぬれ兩人に座して物置の軒を葉と春
ひ者ぬれころ身の上は式作ひ葉子ひ柄より

一黄色の箱ひ葉院命 第より服小背く丸として
口有紙物の水火好く丸として赤きひは桶

しん

一茶見せための糸物前小式人駮帽と着糸多黒色
の衣緊ひとのと白使とリひの小柄ひと藏の同よひ
洲下より三足の竹ひ着は神像と葉せ浅札と大
分入重ひら抽禪算命より命鑑見してひ

一ひ小小キ濯と柄小箱と負小旗とうひと格
桐子成うりの者小ひと録ひ見物してひ

一撫桐子賣ひ者の 振一人の膏目よりひとらとて柄
杖と実ひを命燈と又ひ者ぬれと上小葉色藍色
藍多の将葉束ひ三人を道士よてひは行と着ひ

一 道士の禪に短き着物と冠、のよ盆と居（ひ）
ばんごとうりひ者よひ

一 傍に藍色の着物駮帽と着る者ハ八卦占ひ者よ
くひひの物ハ者ハ八卦占ひ者ハ卓少立ハ位牌
くせんト了ハ神の名と書記ハ向の禪帽と
着るハ八卦占頼ハ者よみよひ

一 八卦占ひ者ハ箱と赤卓の少小童と着る面洋景
と名目凌よひ

一 世牌樓と西牌樓と名ハ東牌樓ハおま（ひ）
一 乗物ハ振子一人黒套線帽と名宗御少ハ御係

ハ官人の通習よひハ物人通習の振子
一人笠と名草色の着物者ハ行足引ハ者（ひ）

一 牌樓の白れ家ハ町筋の足せよハ家の振の一木
のよハ桂樹ハ必根の上よ意ハ神植ハたの
ハ神ハ楓掛楠掛古の三神ハ海宮秋萬年青
建蘭花

一 柱樹有ハ白杯の角ハ一人笠と着る浅草の着物
着る者ハ草堂よひハ一人線帽黒套と着る者ハ
草色の傘ハ物傘の少ハ紙札ハ掛ハ是又文字
占人よひ

遠い所の

一併據道宗三郎の更せ、本齋も奪見せ、次に
細物古道是足世、各々の皆古、是が香、凡大小
式の上、香炉有、比、香をい、与、身有、萌、藍色の
新、宗、室の、瓶、一、又、新、宗、室の、香、炉、一、折、本、此
根、を、根、の、香、有、出、り、突、り、ま、し、ぬ、せ、り、い、摩、角、の
杯、雲、色、の、一、器、を、き、い、世、香、檀、の、基、家、り、十、二、り、り、と
古、き、焼、物、御、只、と、香、袋、一、幅、文、字、の、物、一、幅、上、り、い
英、右、の、香、架、一、つ、青、磁、の、瓶、一、つ、角、瓶、を、た、ま、り、
如、法、の、香、炉、一、つ、香、箱、一、つ、香、瓶、一、つ、陶、器、乃

文具箱一、つ、上、り、古、鏡、一、面、古、鏡、二、つ、有、り、い、文、字、を
箱、の、下、に、英、右、の、蓋、一、つ、香、袋、の、瓶、一、つ、白、磁、を、り、
う、杯、の、香、炉、一、つ、香、瓶、一、つ、い、は、箱、に、き、下、の、箱、紗
帽、形、に、似、り、杖、手、一、つ、い、細、長、い、白、磁、を、り、い、杖
箱、と、い、ひ、杖、箱、乃、後、小、香、瓶、一、つ、帽、を、入、り、い、後、箱、一、つ、
い、い、い、香、瓶、一、つ、香、袋、の、皮、箱、を、置、き、い、は、り、箱、に、い、
一、後、小、香、袋、一、つ、混、堂、の、二、字、有、り、い、い、風、呂、堂、小
て、い、り、い、角、の、箱、り、い、後、箱、一、つ、い、根、を、り、い、け、り、い、
後、箱、と、い、油、火、こ、や、い、い、い、湯、の、盆、人、い、身、燈、を
所、い、り、香、瓶、小、折、湯、瓶、年、の、香、瓶、り、い、折、湯、乃、人

別子係法身捨也

一肅靜牌迴避解の節の一書心下此指勒持節乃
兼是の皆執事下何人か一書、歎願、
才二書、令福才三書、肅靜牌才四書、迴
避牌才五書、清道譜才六書、清漏才七書、
洞才八書、高神才九書、方天戟才十
書、龍牙才十一書、朱棍才十二書、蛇濤才十三書、
馬槍才十四書、内月才十五書、衣又才十六書、
礮才十七書、奉旨欽差牌才十八書、龍頭才十九
九書、文又才二十書、旗才二十一書、令字旗才

二十二書、火燭陰才二十三書、風嘴才二十四書、
立爪才二十五書、外月才二十六書、戟才二十七書、
方字旗才二十八書、眉尖才二十九書、月影才三十
書、儀禮才三十一書、狐才三十二書、寶源扇才三
十三書、學扇才三十四書、花虎旗才三十五書、
多羅才三十六書、短刀才三十七書、長湯才三十八
書、長陰陰才三十九書、本棍才四十書、
馬槍才四十一書、旗差牌才四十二書、鞭子才四
十四書、腰旗才四十五書、日十六書、才四十七書
才四十八書、對世四書、馬上鼓吹、喇叭號筒

一 馬に鞍の傍に坐す人ありて水邊に坐す
 一 紅帽を戴く九人の皆孝子足物の御前
 一 一人の女の身小笠を提りて魚釣り申す其白糸
 一 一の桶一の者一の物一の入の籠一の
 一 傘の根背負ひ一人のきつとん賣り申す
 一 魚賣女の古ねん世の帽子見せしむ者板にをて
 一 野村の者もねん世の切小掛の笠帽子をくして
 一 三股の死の物に帽子を入ん世の物れ水思のやめ
 一 物に流尻帽しる
 一 二羽ののんをいたたむこやとねん世の燈籠

一 馬に鞍の傍に坐す人ありて水邊に坐す
 一 紅帽を戴く九人の皆孝子足物の御前
 一 一人の女の身小笠を提りて魚釣り申す其白糸
 一 一の桶一の者一の物一の入の籠一の
 一 傘の根背負ひ一人のきつとん賣り申す
 一 魚賣女の古ねん世の帽子見せしむ者板にをて
 一 野村の者もねん世の切小掛の笠帽子をくして
 一 三股の死の物に帽子を入ん世の物れ水思のやめ
 一 物に流尻帽しる
 一 二羽ののんをいたたむこやとねん世の燈籠

燭火とくしんきせのさききりてしけひ向して水キ
あふち打もしぬ黒してあつてりぬ角包の
背しん御いたしこふを桐の松明をさのゆ子
角形をの紙包にたむこ黄小足へりて後

一三折目のえをい継糸えをえ世のゆ子をこんえ
いハ階継糸音板不酒線とまこいハ糸と上酒中
酒二面と背しぬ背酒線と記しぬ糸の糸と四角
背しぬの粉圓愛り者粉愛り者左陸糸と
愛り者細物賣り者の記終角包ハ糸と糸と
とるハこの紙木力鬼画二階糸とハこのきとて

腰を椅子

一四折目の燭巻え世の糸と糸と糸と糸と
蘭二階小掛のい糸と糸と糸と糸と
しん糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
と

一五折目の糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と
糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と糸と

一七新女の楽急又世又ま 切ふ山嶺一の雲
一八胡琴一の笛を管蕭二五月琴一の琴
一九琵琶一の三味線一の琵琶一の音板一
後書山ハ年一と云

一七新目の白袋見世一と掛ひの白い袋小
くウチナと蝶ハ巾着ハ酒二と云又をの前ハ
琴子一と云

一八新女ハ人冬愛ハ又世言ハ包ハハ人冬小
く白のハ人冬小一人火吹り者ハハ新女と云
一九新女の酒屋一と云昔酒ハハ新女と云

の四ハ新酒ハ又昔板小紹興老酒ハ一と云
紹興府より出ハ酒惠泉三白ハ惠泉ハ白水と
ハ白及白蘭と云酒ハ又梨花佳釀此酒
濃ハ香重一と云何モハ重友酒ハハ紹興
有ハハ又世の前ハ二人ハ花ハ一と云花ハ本
陣ハ一と云

一十新目の焼物見世又小舞一ハハ大小の花籠
大小ハ碗血大小の株口壺瓶と云又世の前ハ
一人着紙有ハ紅の袴ハ芭蕉者一と云
一十一新目の縁由又世ハ新女ハハ縁由者ハ

炭焼く背きのハ漆ハ塗ルハ山鹿ハ山鹿ハ加小
ハ見世の前ハ山鹿ハ着又ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
くハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ

一十二形目ハ波打之纏頭愛ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
ハ纏頭ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ

ふせハハ鳴呼ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ

一十二形目ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ

一兩正考ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ
山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ山鹿ハ

ありては之のやむに界の条は凡のむむにら程をたす
 布に二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす
 諸に二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす

一 二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 の条の或の二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす

一 二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 の条の或の二程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす

一 三程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす
 八卦占人頭小のやむにら程程一に記をたす
 一 三程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす

一 四程程終末の二和に木靈終止に産を始の
 尾系終止にありしんむむにら程程一に記をたす

大いなるをさるる喇叭の直に望むる又ききし事御覽
御紐者御承の响意といひ喇叭の右側より出て出門
不撫とまひ若くは痛投り門とておきて後をふらふ
ヤウしては

一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙

一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙

一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙

一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙

一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙
一 九日卯月餅又世承の甲申秋餅蓮の葉紙

の内小馬、御り八月六日小松江布政司御参り日
道官一内小武官と連りの首迄の内小馬を忘れて
入る廉しや

圖上の官員等子、執事、本近將監、連、役も
右に御相違や、之れ高上、風信と、之れ信也
唐止の風信大概、是れ内た

才二名、奉子御場、入る圖

奉子御場、八月八日二場、十一月二場、吉日
極、毎場、真流の内小馬、与、夜、夜、下、は、

御場の、馬、を、以、二場、三場、を、品、式、是、小、相、替、の
義、を、し、る

一、懸、墻、の、邊、に、是、人、等、の、い、の、米、子、の、名、後、合、切、取
し、こ、の、場、中、小、馬、を、夜、夜、下、は、夜、夜、下、は、
中、の、外、の、亭、と、碑、亭、と、の、武、官、清、涼、成
く、世、の、小、碑、と、之、の、中、の、内、の、亭、の、飯
亭、と、の、御、夕、号、と、等、の、吹、物、と、之、の、名、を、
と、之、を、寫、し、し、り、て、門、外、に、門、と、之、の、名、を、
笛、を、し、ら、や、ら、し、る、の、か、り、の、号、竹、剛、以、
一、東、の、小、馬、を、御、子、と、之、の、年、の、上、小、の、名、を、

法の子四文字宛當なる一丁六文光時丹一
小の主持水衛と有る

一照牆の隅に一人背負ふ如く酒籠と酒入を
とて又一人肩小を背に携掛して考證とりの之を
同様に或人とて其子の家来とて又右脇懐を
穿てて其の子とて其女相とて

一扇提の籠或は笥を蓮の舟とて蓮の池
の内に蓮葉子とて入れば考證とて供酒籠
と有る

一旗竿の世小一人赤き色と肩小を背に衣箱とて

一宝蓋の衣當着る童子の扇提の白色の物の巻
簾とて其童子は合掌とて其式に其扇提の手に
提ぬ

一童子の如くは帽子の考證とて其扇提の手に
提ぬ其扇提の手に提ぬ其扇提の手に提ぬ
紅紙とて其手に提ぬ其手に提ぬ其手に提ぬ
其手に提ぬ

一やらの根小一人肩小掛の木牌と照進牌と有り
牌のよふに其童子の名と記し呼入る木牌物の
者や法時とて其扇提の手に提ぬ其手に提ぬ

一天開文運の下不赤き如美東の学子くも不物か
供給や命くも

一 假令の殿棚と申の補貼者五人の教官して
学子入聲くも 為世あふく学子あ不圓と有る並
小擠子の馬抗と申

一 馬の御ふは無くも

一 旗竿の下小前衣裳れ学子帽子の与不
着るの安息番毎高の年くも 部凡や坊よりた
りふの貫流大門名と改の官人の各府の初府と
卓の上の名性之程の草架朱規卓の書来くも

友人の後のの書辨友人不却く学子のあや
之くも小ゆか

一 貫流 恒程を人の学子と巻と卓の上の
学子くも不衣衣と提の改而くも 行流はる
是也くも 由入 廣 評 客 云くも

一 傍のの門くも 学子学くも 文子の平
と編より又号 序 在 一 号の門 其 記 百 五
六十部 有り 録 きの 五 十 部 有り 記 門 編
小毎 一 水 記 有り 之 者 一 監 軍 一 世 不
右 方 諸 一 之 中 一 思 知 一 学 子 一 流 一 之 也

と龍の形門と花紙の口糸とヤカトケケル
中の道筋は角準とヤカ

一明を懐い寛院の口、まじら懐く余とヤカ
町と、胡夕吹也と鼓吹也、是又小公花
の左負と右に、まじらとヤカ、是又小公花
と、まじら同、胡吹也と掛り、重板是を鼓吹
け、是又小公花、まじらとヤカ、是又小公花
の左負と右に、まじらとヤカ、是又小公花

一至る堂外、藤信の某所、まじらとヤカ、是又小公花
友人、是又小公花、まじらとヤカ、是又小公花

布政様、奈道信、まじらとヤカ、是又小公花
の身方、依信、まじらとヤカ、是又小公花
乃、官負、まじらとヤカ、是又小公花
此、所、まじらとヤカ、是又小公花

一至公堂の、まじらとヤカ、是又小公花
と、同、まじらとヤカ、是又小公花

石貞院、殿、まじらとヤカ、是又小公花
所、まじらとヤカ、是又小公花
まじらとヤカ、是又小公花
ふや、まじらとヤカ、是又小公花

才二ハ改榜くま

科場の序毎小榜とくし 空有候を九月廿日
二十有二月前して榜ハカ文の町とてしり有
別中夜の景とせん

一初月とせん貞治の照場とせん家名二有地也
のくともせんら勝のくも無所と伺るし一席の
方負取連一有牌係ハ別方地最東西有牌係
とせん

一照場根をせん貞治の序一有とせん一有物と
有物と有物とせんとせんとせんとせん

次ハ学肩旗の上小経鶴江とせんハ大轟旗江と
せん五色の大旗とせん今とせん方旗ハ馬津とせん

一貞治の根下れ一ハ五色又三角とせん一見ハ一洞棍とせん
馬津の根下れ一ハ五色又三角とせん一見ハ一洞棍とせん
神り又次小長陰陰の上ハ鞘共根のつハ五江湯角と
して短き旗ハ洞陰中の口ハ骨及白き旗跡の
一軒ハ衣文とせん次ハ骨カサ源の根ハ合等 合旗中ハ
と両傘旗不亮ハ不亮旗五枚旗の中ハ風嘴カ共
と小一人も持るハ松明とせん此旗ハ有牌係の和紙
と世の前ハ有るハ和紙の鳥ハ志願の門使候とせん

兼のころふし

一 下掛の短小一書又一の洞字次小四月十日
物字又次小敵又次ハ一字次ハ肩字ハ其上方
上載其上の足立ハ其子久也箱の上ハ其
後字ハ其子久也掛ハ短長ハ其子久也
火槍管又ハ其子の短小ハ其子久也
左きハ其子の短小ハ其子久也
其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
短小ハ其子の短小ハ其子久也
短小ハ其子の短小ハ其子久也
短小ハ其子の短小ハ其子久也
短小ハ其子の短小ハ其子久也

中ハ其色の太旗ハ其子の短小ハ其子久也
其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也

一 橋のふらふら其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
ハ其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
ハ其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
ハ其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也

一 所給武備ハ其子の短小ハ其子久也
其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
其子の短小ハ其子久也ハ其子の短小ハ其子久也
一 紅縁の短小ハ其子の短小ハ其子久也

清い合也板の彩亭の門草小して長き地ハ刻標
文しりひ小きつりまの柱ハ上小龍巾ハ虎より雲鳥
し名ケハ雲ハ沈み霞ハ爪ハ虎小澤ハ孝子の名草
橋小せりひハ風を際合しりむと有ハ世ハ龍虎
橋ハ上地ハ毫ハ刻標ハ刻しり語ハ彩旗ハ山降
院廟一寺ハの山子ハ布政司の衛門ハ城院山小室
しハ山邊ハ一社の輝樓ハしりハ布政司衛門前
東西与結門してハ中二彩亭直新の塙ハ布政
司衛門前の照牆ハ在ハ彩亭ハ橋文とをり河
しハ橋文ハ布政司衛門の前小をり彩亭院
世前ハ板主ハ鹿鳴堂ハ布政司の堂也凡右の与廟
ノ設ハ

一布政司前ハ紅の浮物と掛傍ハ唐曲ハ志ハ吉事
有ハ上階ハ門中掛彩とハ上階ハ陽也とをりハ
ハ飾の家前ハ布政司衛門の前ハ之世ハハ大
門乃ハ二門と儀門ハ上儀門の内ハ小亭と戒
碑亭とハ上階ハ衛門前ハ名ハハ世亭有ハ上
碑の上ハ上階ハ氏名ハ唐上天龍歌ハ爾儀爾祿氏
膏民賄世回句と取分ハを胡廷ハのハ作ハハ
門の中ハ小をり赤き地ハ刻ハ宮院ハ上ハ有ハ上

をりく珠好とす

一 漢門の主な実の麻吹実とす、学人といふ
一 家範後の年のす、ハ 斛星一 新記 帽子 帽子の係
一 帯の瑞食物とす、災 蘇小 連子 飯子の 靴一 是年
の後に 読一 不 能 之 分 一 名ハ 解 之 の 二 字 と 読
書 之 二 名 也 又 之 名 也 ハ 經 之 二 字 と 讀 之 也
や 六 十 一 十 八 五 ハ 西 之 二 字 と 讀 之 也、
能 文 之 二 字 と 讀 之 也、
と 中 之 大 字 と 読 之 也、
と 中 之 大 字 と 読 之 也、
と 中 之 大 字 と 読 之 也、

てい大寺の花のハ 柏樹 柏 柏 柏

石 放 橋 之 式 中 相 遠 之 名 為 之 也
柏 之 枝 也 之 也

右に色沈染店とす、書行名とす、以上

申 九月

彭城 後 治 之 也
彭城 治 之 也
二 本 章 之 也



